



2026年2月20日

各 位

会 社 名 スター・マイカ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 水永 政志
(コード 2975 東証プライム)
問合せ先 執行役員 長谷 学
T E L 03-5776-2785
U R L <https://www.starmica-holdings.co.jp>

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 (払 込) 期 日	2026年3月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 180,598 株
(3) 処 分 價 額	1株につき 1,625 円
(4) 処 分 総 額	293,471,750 円
(5) 株式の割当ての対象者及び その人數並びに 割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 1名 80,000 株 当社の監査等委員である取締役 4名 2,460 株 当社子会社の取締役 4名 85,229 株 当社子会社の従業員 26名 12,909 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出する予定です。

※株式の割当ての対象者の人數につきましては、延べ人數を記載しております。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2021年1月21日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）及び当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、対象取締役と総称して「既存対象取締役等」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、既存対象取締役等を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「既存制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、2026年1月21日開催の取締役会において、既存制度の改定及び当社の監査等委員である取締役（以下「対象監査等委員」とい、既存対象取締役等と総称して「対象取締役等」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

本日開催の第28回定時株主総会において、既存制度の改定（対象期間の定めの廃止、報酬枠及び株式数上限の改定等）並びに対象監査等委員に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、既存制度と総称して「本制度」といいます。）の導入につきご承認をいただきました。

具体的には、対象取締役に対しては、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭債権を支給し、年290,000株以内の当社普

普通株式を発行又は処分すること、また、対象監査等委員に対しては、年額 10 百万円以内の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭債権を支給し、年 10,000 株以内の当社普通株式を発行又は処分すること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を当然に無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名報酬委員会の審議を経た上で、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計 293,471,750 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 180,598 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 50 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 35 名（対象取締役等の人数につきましては、延べ人数を記載しております。）が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される本割当契約の概要是、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026 年 3 月 19 日～2076 年 3 月 18 日

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位（ただし、対象取締役以外の場合は、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位と読み替える。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、上記（2）で定めるいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点又は対象取締役等が満 60 歳に到達した時点（ただし、対象取締役等が満 60 歳に到達した時点が 2027 年 3 月 1 日より前である場合には、2027 年 3 月 1 日）のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。

また、対象取締役等が死亡により退任又は退職した場合及び任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職後、満 60 歳に到達する前に死亡した場合は、対象取締役等の死亡が判明した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める解除対象となる株式数については、各譲渡制限の解除時期において対象取締役等が保有する本割当株式の全部とする。ただし、死亡が判明した直後の時点が 2027 年 3 月 1 日より前である場合には、譲渡制限の解除対象となる株式数は 0 株とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

また、本割当契約において定めるその他の無償取得事由が生じた場合、当社は本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が 2027 年 3 月 1 日までである場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点において、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 29 期事業年度の譲渡制限付株式取得のために支給された金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 2 月 19 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 1,625 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上